目　次

第１類　総規

○宮崎県北部広域行政事務組合規約（平成７年２月３日宮崎県知事許可）……1
○宮崎県北部広域行政事務組合理事会規程（平成７年２月10日訓令第１号）……4
○宮崎県北部広域行政事務組合の休日を定める条例
（平成７年２月21日条例第２号）……6
○宮崎県北部広域行政事務組合公告式条例（昭和60年４月１日条例第１号）……7

第２類　議会・監査

○宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会の回数を定める条例
（昭和41年３月９日制定）……8
○宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会規則（平成７年２月10日規則第１号）……9
○宮崎県北部広域行政事務組合議会会議規則（平成７年２月10日規則第２号）……10
○宮崎県北部広域行政事務組合公印規程（平成７年２月10日訓令第２号）……11
○宮崎県北部広域行政事務組合の監査の執行に関する条例
（昭和60年４月１日条例第２号）……22
○宮崎県北部広域行政事務組合監査基準（令和２年４月１日訓令第１号）……23
○宮崎県北部広域行政事務組合監査委員公印規程
（平成７年２月10日訓令第３号）……27

第３類　組織・処務

○宮崎県北部広域行政事務組合事務局設置条例（平成７年２月21日条例第３号）……31
○宮崎県北部広域行政事務組合事務局組織規則（平成７年２月10日規則第３号）……32
○宮崎県北部広域行政事務組合決裁規程（平成７年２月10日訓令第４号）……33
○宮崎県北部広域行政事務組合議会公印規程（平成７年２月10日訓令第５号）……35
○宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例
（令和５年２月27日条例第１号）……39
○宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する規則
（令和５年３月31日規則第１号）……40

第４類　人事・給与

○宮崎県北部広域行政事務組合職員定数条例（昭和41年３月９日制定）……41
○宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件等に関する条例（昭和41年３月９日制定）……42

○宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件等に関する規則（昭和７年２月10日規則第６号）……43
○宮崎県北部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件等に関する条例（令和２年４月１日制定）……44
○宮崎県北部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間
その他の勤務条件等に関する規則（令和５年３月31日規則第３号）……45
○宮崎県北部広域行政事務組合の特別職職員の報酬並びに
旅費及び費用弁償に関する条例（昭和53年２月28日制定）……46
○宮崎県北部広域行政事務組合の議会議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例（平成７年２月21日条例第４号）……47

第５類　財務

○宮崎県北部広域行政事務組合特別会計設置条例
（平成７年２月21日条例第５号）……48
○宮崎県北部広域行政事務組合宮崎県北部ふるさと市町村圏基金条例
（平成７年２月21日条例第６号）……49
○宮崎県北部広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び
財産の管理、取得又は処分に関する条例（昭和41年３月９日制定）……50
○宮崎県北部広域行政事務組合財務会計規則（昭和60年４月１日規則第２号）……51
○宮崎県北部広域行政事務組合契約規則（令和７年８月19日規則第２号）……52

宮崎県北部広域行政事務組合規約

（平成７年２月３日　宮崎県知事許可）
（改正　平成12年８月25日　宮崎県知事許可）
（改正　平成18年５月25日　宮崎県知事許可）
（改正　平成19年８月17日　宮崎県知事許可）
（改正　平成20年１月11日　宮崎県知事許可）
（改正　平成24年１月12日　宮崎県知事許可）
（改正　平成26年９月18日　宮崎県知事許可）

第１章　総則

（名　称）

第１条　この組合は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）という。

（組織する地方公共団体）

第２条　組合は、延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第３条　組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

⑴　ふるさと市町村圏計画の策定に関すること。

⑵　前号の計画に基づく事業の連絡調整及び実施に関すること。

⑶　ふるさと市町村圏広域活動計画に基づく事業の実施に関すること。

（事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、延岡市東本小路２番地１延岡市役所内に置く。

第２章　組合の議会

（議会の組織）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は23人とし、関係市町村の定数は次のとおりとする。

延岡市	６人
日向市	３人
門川町	２人
諸塚村	２人
椎葉村	２人
美郷町	２人
高千穂町	２人
日之影町	２人
五ヶ瀬町	２人

（議員の選挙の方法）

第６条　組合議員は、関係市町村の議会においてその議員のうちから選挙する。

２　組合議員に欠員が生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（議員の任期）
第７条　組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期による。
（議長及び副議長）
第８条　組合の議会に議長及び副議長各１人を置く。
２　議長及び副議長は、組合の議会において組合議員のうちから選挙する。

第３章　組合の執行機関

（理事会）
第９条　組合に理事会を置く。
２　理事は、関係市町村の長をもって充てる。
３　理事会に代表理事及び副代表理事各１人を置く。
４　代表理事及び副代表理事は、理事の互選によって定める。
５　代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
６　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代理する。
７　理事の任期は、関係市町村の長の任期による。
８　前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。
（会計管理者）
第10条　組合に会計管理者１人を置く。
２　会計管理者は、代表理事の属する市町村の会計管理者をもって充てる。
（監査委員）
第11条　組合に監査委員２人を置く。
２　監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任された関係市町村の監査委員（以下「関係市町村の監査委員」という。）及び組合議員のうちから各１人を選任する。
３　監査委員の任期は、関係市町村の監査委員のうちから選任される者にあっては当該市町村の監査委員の任期とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
（事務局）
第12条　組合に事務局を置く。
２　事務局に事務局長その他の職員を置く。
３　事務局長その他の職員は、理事会が任免する。
４　事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

第４章　組合の経費

（経費の支弁方法）
第13条　組合の経費は、関係市町村の負担金、財産収入その他の収入をもって充てる。
２　前項の負担金の総額及び関係市町村の負担すべき額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

第５章　基金

（基金の設置）

第14条　第３条第３号の事業の推進に資するため、宮崎県北部ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

（関係市町村からの出資）

第15条　基金は、関係市町村の出資金（以下「出資金」という。）により設置する。

２　前項の出資金は、別表に定める割合により出資するものとする。

（基金に対する関係市町村の権利）

第16条　基金に対する関係市町村の権利は、各市町村の出資割合による。

附　則

１　この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

２　この規約施行後、最初の代表理事が互選されるまでの間は、延岡市長の職にある者がその職務を行うものとする。

附　則（平成12年８月25日　宮崎県知事許可）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成18年５月25日　宮崎県知事許可）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成19年８月17日　宮崎県知事許可）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成20年１月11日　宮崎県知事許可）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成24年１月12日　宮崎県知事許可）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成26年９月18日　宮崎県知事許可）

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

別　表（第15条関係）

出　資　の　割　合	出　資　の　方　法
出資金総額の５パーセント	延岡市、日向市が人口割により出資する。
出資金総額の95パーセント	関係市町村が人口割により出資する。

人口割に用いる人口については、公表された最近の国勢調査による。

宮崎県北部広域行政事務組合理事会規程

（平成７年２月10日訓令第１号）

（趣　旨）

第１条　この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第211条第４項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合規約（平成７年２月３日宮崎県知事許可）第９条に規定する理事会（以下「理事会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（招　集）

第２条　理事会は、代表理事が招集する。

２　２人以上の理事から、会議に付すべき事件を示して理事会の招集の請求があるときは、代表理事は、これを招集しなければならない。

３　前２項の場合においては、代表理事は、あらかじめ招集の日時、場所及び会議に付すべき事件を理事に通知しなければならない。

（出欠の届け出）

第３条　理事は、会議の出欠について、招集の日の前日までに、代表理事に届け出なければならない。

（議　事）

第４条　理事会の会議の議長は、代表理事をもって充てる。

２　理事会は、過半数の理事が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表　決）

第５条　理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表理事の決するところによる。

（代理表決等）

第６条　やむを得ず会議に出席できない理事は、通知された付議事件について、理事の属する市町村の職員を代理人として表決を委任し、又は書面により表決することができる。この場合において、第４条第２項の規定については、当該理事は出席したものとみなす。

（理事会の議決事項）

第７条　次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

⑴　重要な事業計画並びに実施方針の決定に関すること。

⑵　毎年度の予算案を決定すること。

⑶　組合規約の変更に関すること。

⑷　条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること（条例の改廃に伴う規則の改正及び軽易な訓令の制定及び改廃を除く）。

⑸　重要な許可、認可等の行政処分に関すること。
⑹　重要な公有財産の取得、管理若しくは処分又は不動産の信託の受益権の買い入れ若しくは売り払いに関すること。
⑺　重要な契約及びこれらの変更又は解除に関すること。
⑻　特別職の職員の任免に関すること。
⑼　職員（臨時職員を除く。）の任免、分限及び懲戒処分を行うこと。
⑽　議会に提出する議案等の決定に関すること。
⑾　その他重要な事項に関すること。

（代表理事への委任事項）
第８条　理事会はその権限に属する事項について、前条各号に定めるものを除き代表理事に決定権を委任する。

（会議録の作成）
第９条　代表理事は、事務局長をして理事会の会議録を作成しなければならない。
２　会議録には、代表理事が会議において指名する理事２人が署名しなければならない。
（雑　則）
第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会において別に定める。

附　則
この規程は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合の休日を定める条例

（平成７年２月21日条例第２号）

（趣　旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第４条の２第１項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の休日に関し必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　延岡市の休日を定める条例（平成３年延岡市条例第１号）は、組合の休日について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北広域行政事務組合公告式条例

（昭和60年４月１日条例第１号）
（改正　昭和63年７月25日条例第２号）
（改正　平成７年２月21日条例第１号）
（改正　平成18年４月14日条例第１号）
（改正　平成19年11月９日条例第１号）

（趣　旨）
第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第４項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）
第２条　条例を公布しようとするときは、公布文を付し、かつ、年月日を記入して、代表理事がこれに署名しなければならない。

（掲示場における掲示）
第３条　条例の公布は、延岡市役所、日向市役所、門川町役場、諸塚村役場、椎葉村役場、美郷町役場、高千穂町役場、日之影町役場及び五ヶ瀬町役場の掲示場に掲示して行う。

（規則の公布）
第４条　前２条の規定は、規則の公布に準用する。

（規程の公表）
第５条　規則を除くほか、理事会の定める規程を公表しようとするときは、公布文を付し、かつ、年月日及び代表理事名を記入して代表理事印を押さなければならない。
２　第３条の規定は、規程の公表に準用する。

附　則
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行前に行われた条例、規則の公布及び公表を要する規程の公表については、この条例の規定に基づき行われたものとみなす。

附　則（昭和63年７月25日条例第２号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年２月21日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年４月14日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年11月９日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会の回数を定める条例

（昭和41年３月９日制定）
（改正　昭和60年４月１日）
（改正　平成７年２月21日条例第１号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第２項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会の回数を年２回とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年４月１日改正）

この条例は、昭和60年４月１日から施行する。

附　則（平成７年２月21日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会規則

（平成７年２月10日規則第１号）
（改正　平成12年10月18日規則第１号）

宮崎県北部広域行政事務組合議会の定例会は、毎年２月及び10月にこれを招集することを常例とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年10月18日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合議会会議規則

（平成７年２月10日規則第２号）

（趣　旨）

第１条　この規則は、宮崎県北部広域行政事務組合議会（以下「組合議会」という。）の会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　延岡市議会会議規則（昭和45年延岡市議会規則第１号）の規定（委員会に関するものを除く。）は、組合議会の会議について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　延岡日向地区伝染病隔離病舎組合議会会議規則（昭和60年規則第１号）は廃止する。

宮崎県北部広域行政事務組合公印規程

（平成７年２月10日訓令第２号）
（改正　令和７年６月６日訓令第１号）

（趣　旨）
第１条　宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の公印については、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（公印の名称、公印管理者等）
第２条　公印の名称、ひな形、寸法、個数、使用範囲及び公印管理者は、別表のとおりとする。

（公印の総括管理）
第３条　公印の管理に関する事務は、広域行政課長が総括する。
２　広域行政課長は、公印の管理の状況その他公印に関する必要な事項について調査し、又は報告を求めることができる。

（公印の管理）
第４条　公印管理者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には、堅固な容器に納めて施錠し、厳重に保管しなければならない。

（公印取扱主任）
第５条　公印管理者の下に公印取扱主任を置く。
２　公印取扱主任は、広域行政係長又は公印管理者が指定した者とし、公印管理者の命を受け、公印の保管その他公印に関する事務を行う。

（公印台帳）
第６条　広域行政課長は、公印台帳（様式第１号）を備え、公印の名称、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

（公印の新調及び改印）
第７条　公印管理者は、公印を新調し、又は改印しようとするときは、公印新調（改印）承認申請書（様式第２号）を広域行政課長に提出し、その承認を受けなければならない。
２　公印管理者は、公印を新調し、又は改印したときは、公印登録申請書（様式第３号）を広域行政課長に提出しなければならない。

（公印の使用廃止及び管理）
第８条　公印管理者は、改印その他の理由により公印の使用を廃止しようとするときは、不要となった公印を公印引継書（様式第４号）により広域行政課長に引き継がなければならない。
２　広域行政課長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を当該公印の使用を廃止した日から１年間保存し、保存期間の経過した公印は、裁断、焼却等の方法により廃棄するものとす

る。

（公印の告示）

第９条　公印を新調し、改印し、又は廃止したときは、公印の名称、用途及び印影並びに使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

（公印の事故）

第10条　公印管理者は、公印に盗難、紛失、損傷等の事故があったときは、公印事故届（様式第５号）を広域行政課長に提出しなければならない。

第11条　公印を使用するときは、公印管理者又は公印取扱主任に決裁文書及び押印を必要とする文書を示し、その承認を受けなければならない。ただし、定例又は定型的な証明に使用する等公印管理者が特に認めたものについては、この限りではない。

２　特別な事情により公印を事前に使用する必要があるときは、公印事前使用承認申請書（様式第６号）を広域行政課長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　公印は、所定の管理課所等から持ち出して使用してはならない。ただし、特別な事情により公印を持ち出して使用しようとするときは、公印持出使用許可申請書（様式第７号）を広域行政課長に提出し、その許可を受けなければならない。

（職務代理の場合の公印の使用）

第12条　代表理事又は職員に事故等があるため、他の職員が職務代理等を命ぜられその職務を代理する場合には、その職務を代理される者の公印を使用し、職務を代理する者の公印は、制定しないものとする。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年１月11日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年６月６日訓令第１号）

この規程は、公布の日から施行する。

別　表

	ひな形	寸　法	個数	使用範囲	公印管理者
組　合　印	1	24×24 ㎜	1	一般文書	広域行政課長
代表理事印	2	24×24 ㎜	1	申　　請 一般文書	広域行政課長
会計管理者印	3	21×21 ㎜	1	出納印	会計管理者
事務局長印	4	21×21 ㎜	1	一般文書	事務局長

ひな形

1

宮崎県北部広域行政事務組合之印

2

宮崎県北部広域行政事務組合代表理事之印

3

宮崎県北部広域行政事務組合管理者会計印

4

宮崎県北部広域行政事務組合事務局長印

様式第１号（第６条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">公　　印　　台　　帳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">印
影</td><td>調　整　時</td><td>廃　止　時</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公印の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">寸　　法</td><td>方　　ミリメートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用範囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公印管理者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用廃止</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>（理　由）</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　　棄</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

広域行政課長　　殿

公印管理者　　印

公 印 新 調 （ 改 印 ） 承 認 申 請 書

次のとおり公印を新調（改印）したいので、承認くださるよう申請します。

公印の名称		ひ　な　形
寸　　法	方　　ミリメートル	（　　）
個　　数		
使用範囲		
理　　由		

決　　裁	係　員	係　長	広域行政課長
年　　月　　日			

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

広域行政課長　　殿

公印管理者　　印

公　印　登　録　申　請　書

次のとおり公印を新調（改印）したので、登録されるよう申請します。

公印の名称	
寸　　法	方　　ミリメートル
使用範囲	
使用開始	年　　月　　日
印　　影	

決　　裁	係　員	係　長	広域行政課長
年　　月　　日			

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

広域行政課長　　殿

公印管理者　　印

公　　印　　引　　継　　書

次のとおり公印の使用を廃止したいので、当該公印を添えて引き継ぎます。

公印の名称	
使用廃止	年　　月　　日
	（理　由）
印　　影	

決　　裁	係　　員	係　　長	広域行政課長
年　　月　　日			

様式第５号（第 10 条関係）

年　　月　　日

広域行政課長　　殿

公印管理者　　印

公　　印　　事　　故　　届

次のとおり公印に事故があったので届け出ます。

公印の名称	
事故発生	年　　月　　日
事故の内容	
備　　考	

決　　裁	係　　員	係　　長	広域行政課長
年　　月　　日			

様式第６号（第 11 条関係）

年　　月　　日

広域行政課長　　殿

課（所・室）長　　印

公 印 事 前 使 用 承 認 申 請 書

次のとおり公印を事前に使用したいので承認くださるよう申請します。

公印の名称	
押印する文書	
押 印 枚 数	
理　　由	

決　　裁	係　　員	係　　長	広域行政課長
年　　月　　日			

様式第７号（第 11 条関係）

年　　月　　日

広域行政課長　　殿

課（所・室）長　　印

公 印 持 出 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり公印を持ち出して使用したいので許可くださるよう申請します。

公 印 の 名 称	
持　出　期　間	年　月　日　時　～　　年　月　日　時
持　出　場　所	
持出者職氏名	
押印する文書	
押　印　枚　数	
理　　由	

決 裁	年　月　日	係　員	係　長	広域行政課長
	許可　　不許可			

持出返納確認

持　出	年　月　日　　時	氏　名	取扱者
返　納	年　月　日　　時	氏　名	取扱者
	押印した文書及び枚数		

宮崎県北部広域行政事務組合の監査の執行に関する条例

（昭和60年４月１日条例第２号）
（改正　平成７年２月21日条例第１号）

（趣　旨）
第１条　監査委員の事務の執行に関しては、この条例の定めるところによる。

（定期監査の期日及び通知）
第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定による監査は、毎年１月に行う。
２　監査委員は、前項の監査の期日を７日前までに理事会に通知しなければならない。

（随時監査の通知）
第３条　監査委員は、法第199条第５項の規定による監査を行おうとするときは、７日前までに理事会に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

（例月出納検査の期日）
第４条　法第235条の２第１項の規定による例月出納検査は、毎月第３月曜日に行う。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期日を変更することができる。

（決算等の審査の期限）
第５条　法第233条第２項の規定による決算及び証書類の審査についての意見は、審査に付された日から30日以内にこれを理事会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。

（公告及び公表）
第６条　監査委員の公告又は公表は、宮崎県北部広域行政事務組合公告式条例（昭和60年条例第１号）に定める公告又は公表の例による。

（委　任）
第７条　この条例で定めるもののほか、事務執行に関し必要な事項は、監査委員の協議で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成７年２月21日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合監査基準

（令和２年４月１日訓令第１号）

目次

第１章　一般基準（第１条－第６条）
第２章　実施基準（第７条－第12条）
第３章　報告基準（第13条－第18条）
第４章　補則（第19条）
附則

第１章　一般基準

（目的等）

第１条　この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の３第１項に規定する監査基準であり、監査委員は、これに従って法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為を実施するものとする。

２　法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査の目的は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているかを確認することにより、行財政運営の健全性及び透明性の確保に寄与し、もって住民の福祉の増進と組合運営への信頼確保に資することである。

（監査等の範囲）

第２条　この基準における監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）は、次に掲げるものとする。

⑴　定期監査（法第199条第１項及び第４項）
⑵　随時監査（法第199条第１項及び第５項）
⑶　行政監査（法第199条第２項）
⑷　決算審査（法第233条第２項）
⑸　例月現金出納検査（法第235条の２第１項）

２　前項に定めるもののほか、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第３条　監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義にのっとり誠実な態度を保持するものとする。

２　監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って、その職務を遂行するものとする。

３　監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

４　監査委員は、その職務を遂行するため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（業務の質の管理）

第４条　監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる業務の質を確保するとともに、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務補助職員」という。）を適切に指揮し、監督するものとする。

２　監査委員は、事務補助職員に対し、監査委員の職務がこの基準に基づき遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

３　監査委員は、監査等の結果及び関連する証拠を監査調書等として作成し、監査等の実施に係る書類とともに、適切に保存するものとする。

（情報管理）

第５条　監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

２　監査委員は、監査等において入手した個人情報について、法令等を遵守し適切に取り扱うものとする。

（指導的機能の発揮）

第６条　監査委員は、第１条第２項の監査等の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

第２章　実施基準

（監査等実施計画）

第７条　監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるように、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査等の結果、監査の結果に対する措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、実施計画を策定するものとする。

２　前項の実施計画には、監査等の種類、対象、実施時期その他監査委員が必要と認める事項を定めるものとする。

３　監査委員は、実施計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて実施計画を変更するものとする。

（監査等の実施）

第８条　監査委員は、監査等の対象に係るリスクを考慮して、効率的かつ効果的に監査等を実施するものとする。なお、この場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、必要に応じて内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

（監査等の手続）

第９条　監査委員は、必要な監査等の証拠等を効率的かつ効果的に入手するため、監査等の実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

２　前項の監査等の手続は、試査又は精査によるものとする。

３　監査委員は、監査等の実施過程で、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手するものとする。

（証拠に基づく監査等の結果の形成）
第10条　監査委員は、前条の規定により、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手し、それを基に監査等の結果を形成するものとする。
（監査等の有機的な連携及び調整）
第11条　監査委員は、監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、効率的かつ効果的に監査等を実施するものとする。
（関係機関等との連携）
第12条　監査委員は、監査等の実施に当たり、関係機関の内部監査人、監査役、外部監査人等と必要に応じて連携の上、情報収集を図り、監査等の実施に努めるものとする。

第３章　報告基準

（監査等の結果の報告等の提出）
第13条　監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告を作成し、議会及び理事会に提出するものとする。
２　監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、前項の監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
３　監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び理事会に提出するものとする。
４　監査委員は、決算審査を終了したときは、意見を作成し、理事会に提出するものとする。
（監査報告等の内容）
第14条　監査等の結果の報告等（以下「監査報告等」という。）には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
⑴　監査等の種類
⑵　監査等の対象
⑶　監査等の着眼点
⑷　監査等の主な実施内容
⑸　監査等の日程
⑹　監査等の結果
２　前項第６号の監査等の結果には、監査等の種類に応じて、重要な事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
３　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
（弁明、見解等の聴取）
第15条　監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告、報告に添える意見及び報告に係る勧告の決定の前に、監査の対象組織の長から弁明、見解等を聴取することができる。
（監査委員の合議）
第16条　次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。
⑴　定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告、報告に添える意見及び報告に係

る勧告の決定

⑵　決算審査の意見の決定

２　監査委員は、前項第１号に定める監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び理事会に提出するとともに、これらを公表するものとする。

（公表）

第17条　監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告、報告に添える意見及び報告に係る勧告の内容については、監査委員全員の連名で公表するものとする。

（措置状況の報告等）

第18条　監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告を提出した者及び報告に係る勧告をした者に、適時措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

２　監査委員は、定期監査、随時監査及び行政監査の結果に関する報告を提出した者及び報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けたときは、当該措置の内容を公表するものとする。

第４章　補則

（補則）

第19条　この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、監査委員が協議して定めるものとする。

附　則

この基準は、令和２年４月１日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合監査委員公印規程

（平成７年２月10日訓令第３号）

（趣　旨）

第１条　この規程は、宮崎県北部広域行政事務組合監査委員の公印について必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称）

第２条　公印の名称、ひな形、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

（公印の管理）

第３条　公印は、代表監査委員の指定する書記（以下「書記」という。）が管理し、使用その他の関係事務を処理する。

２　書記は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて施錠し、厳重に保管しなければならない。

（公印台帳）

第４条　書記は、公印台帳（様式）を備え、公印の名称、印影その他必要な事項を登録しなければならない。

（公印の使用）

第５条　公印を使用しようとする者は、押印を要する文書に決裁文書を添えて、書記の承認を受けなければならない。

（公印の新調等）

第６条　書記は、公印を新調し、改印し、又は廃棄しようとするときは、代表監査委員の承認を受けなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別　表

	ひな形	寸　法	個　数	用　途	管理者
代表監査委員印	1	21×21㎜	1	一般文書	書　記
監査委員印	1	21×21㎜	1	一般文書	書　記

ひな形

1

宮崎県北部
広域行政事
務組合代表
監査委員印

2

宮崎県北部
広域行政事
務組合監査
委員之印

様　式

<table>
<tr><td colspan="3">公　　印　　台　　帳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">印
影</td><td>調　整　時</td><td>廃　止　時</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公印の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">寸　　法</td><td>方　　ミリメートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用範囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公印管理者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用廃止</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>（理　由）</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　　棄</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

宮崎県北部広域行政事務組合事務局設置条例

（平成７年２月21日条例第３号）

（設　置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第７項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の理事会の権限に属する事務を処理させるため、組合に事務局を置く。

（委　任）

第２条　事務局の組織その他必要な事項は、理事会が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合事務局組織規則

（平成７年２月10日規則第３号）
（改正　平成12年10月18日規則第２号）

（趣　旨）

第１条　この規則は、宮崎県北部広域行政事務組合事務局設置条例（平成７年条例第３号）第２条の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の事務局の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組　織）

第２条　事務局に次に掲げる課及び係を置く。

⑴　広域行政課　　広域行政係

（課長等）

第３条　課に課長を、係に係長を置く。

（職　務）

第４条　課長は、上司の命を受け課の分掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

２　係長は、上司の命を受け係の分掌事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

３　その他の職員は、上司の命を受け、担任業務を処理する。

（分掌事務）

第５条　課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

⑴　広域行政課

広域行政係

(ｱ)　ふるさと市町村圏計画（以下「計画」という。）の策定並びに計画に基づく事業の連絡調整及びその実施に関すること。

(ｲ)　ふるさと市町村圏広域活動計画に基づく事業の実施に関すること。

(ｳ)　広域事業に関すること。

(ｴ)　組合議会及び理事会に関すること。

(ｵ)　公印の管理及び公告式に関すること。

(ｶ)　条例、規則及び訓令の制定及び改廃に関すること。

(ｷ)　事務局職員の給与及び福利厚生に関すること。

(ｸ)　財務に関すること。

(ｹ)　組合有財産の取得、管理及び処分に関すること。

(ｺ)　事務局の庶務に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年10月18日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合決裁規程

（平成７年２月10日訓令第４号）
（改正　令和７年６月６日訓令第２号）

（趣　旨）
第１条　宮崎県北部広域行政事務組合における事務の決裁については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定　義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
⑴　決裁　代表理事の権限に属する事務について、代表理事又は代表理事から専決権をえられた職員が最終的に意思決行を行うことをいう。
⑵　専決　代表理事の権限に属する事務について、職員がその責任において決裁することをいう。
⑶　代決　代表理事又は専決すべき職員（以下「決裁者」という。）が出張、病気その他の理由（以下「不在」という。）により、その決裁を受けることができないとき、他の職員が決裁者に代わって決裁することをいう。

（決裁手続き）
第３条　決裁を受ける事項については、起案のうえ、順次直属の上司の意思決定を受けた後、関係職位の合議を経て決裁者の決裁を受けなければならない。

（代　決）
第４条　代表理事が決裁すべき事項について、代表理事が不在のときは、副代表理事がその事務を代決する。
２　事務局長が決裁すべき事項について、事務局長が不在のときは広域行政課長が、広域行政課長が不在のときは広域行政係長がその事務を代決する。

（代決事項の制限）
第５条　前条の規定の適用については、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項については、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

（代決後の処理）
第６条　第４条の規定に基づき代決した職員は、代決した事項について、速やかに当該事務の決裁者にその旨を報告しなければならない。ただし、定例的なもの、その他軽易な事項についてはこの限りでない。

（専決事項）
第７条　延岡市事務決裁規程（平成４年訓令第２号）は、代表理事、事務局長及び広域行政課

長の専決事項について準用する。この場合において必要な技術的な読替えは、代表理事が別に定める。

（委　任）

第８条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、代表理事が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年６月６日訓令第２号）

この規程は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合議会公印規程

（平成７年２月10日訓令第５号）

（趣　旨）

第１条　この規程は、宮崎県北部広域行政事務組合議会の公印について必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称）

第２条　公印の名称、ひな形、寸法、用途及び個数は、別表のとおりとする。

（公印の管理）

第３条　公印は、広域行政課長が管理し、使用その他の関係事務を処理する。

２　広域行政課長は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合には堅固な容器に納めて施錠し、厳重に保管しなければならない。

（公印台帳）

第４条　広域行政課長は、公印台帳（様式）を備え、公印の名称、印影その他必要な事項を登録しなければならない。

（公印の使用）

第５条　公印を使用しようとする者は、押印を要する文書に決裁文書を添えて、広域行政課長の承認を受けなければならない。

（公印の新調等）

第６条　広域行政課長は、公印を新調し、改印し又は廃棄しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別　表

名　称	ひな形	寸　法	個　数	用　途	管理者
議 長 印	1	㎜ 21×21	1	一般文書	広域行政課長

1

ひな形

宮崎県北部
広域行政事
務組合議会
議長之印

様　式

<table>
<tr><td colspan="3">公　　印　　台　　帳</td></tr>
<tr><td rowspan="2">印
影</td><td>調　整　時</td><td>廃　止　時</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公印の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">寸　　法</td><td>方　　ミリメートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用範囲</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公印管理者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用廃止</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>（理　由）</td></tr>
<tr><td colspan="2">廃　　棄</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例

（令和５年２月27日条例第１号）

（目　的）

第１条　この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に関し必要な事項を定めるとともに、組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、組合の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（個人情報の取扱い等の規定の準用）

第２条　延岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第35号。以下「条例」という。）の規定は、組合の個人情報の取扱い等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

（審査会の設置）

第３条　次に掲げる行為を行うため、宮崎県北部広域行政事務組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

⑴　法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査し、及び審議すること。

⑵　前条において準用する条例第７条の規定による諮問に応じて意見を述べること。

（審査会の委員）

第４条　審査会の委員は、延岡市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成27年延岡市条例第37号）に規定する延岡市情報公開・個人情報保護審査会の委員をもって充てる。

（審査会の規定の準用）

第５条　延岡市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（第１条第１号、第２号、第５号、第６号、第２条第２項及び第３項の規定を除く。）は、審査会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する規則

（令和５年３月31日規則第１号）

（趣　旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び宮崎県北部広域行政事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　延岡市個人情報の保護に関する規則（令和５年延岡市規則第15号）は、宮崎県北部広域行政事務組合の個人情報の取扱い等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合職員定数条例

（昭和41年３月９日制定）
（改正　昭和41年５月28日）
（改正　平成７年２月21日条例第１号）

宮崎県北部広域行政事務組合規約第12条第４項の規定に基づく職員の定数は、次のとおりとする。ただし、休職を命ぜられた者及び３月以上の長期療養者並びに臨時的に任用する職員は、定数から除外する。

理事会の事務部局に属する職員	15 人
監査委員の事務部局に属する職員	３ 人

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和41年５月28日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年２月21日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例

（昭和41年３月９日制定）
（改正　昭和60年４月１日）
（改正　平成７年２月21日条例第１号）
（改正　令和５年２月27日条例第２号）

（目　的）

第１条　この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合の職員（以下「職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

（準　用）

第２条　次の各号に掲げる条例は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

⑴　延岡市一般職職員給与条例（平成12年延岡市条例第26号）
⑵　延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和59年延岡市条例第23号）
⑶　延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年延岡市条例第２号）
⑷　延岡市職員の育児休業等に関する条例（平成４年延岡市条例第２号）
⑸　延岡市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和26年７月20日延岡市施行）
⑹　延岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年８月13日延岡市施行）
⑺　延岡市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年３月２日延岡市議会議決）
⑻　延岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年延岡市条例第12号）
⑼　職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年２月13日延岡市施行）
⑽　政治的行為の制限に関する条例（昭和26年10月１日延岡市施行）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年４月１日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年２月21日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年２月27日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規則

（平成７年２月10日規則第６号）
（改正　令和５年３月31日規則第２号）

（目　的）

第１条　宮崎県北部広域行政事務組合職員（以下「職員」という。）の給与、勤務時間及びその他の勤務条件等に関しては、宮崎県北部広域行政事務組合職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（昭和41年３月９日制定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（準　用）

第２条　次の各号に掲げる規則は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について、準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

⑴　延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和59年延岡市規則第20号）
⑵　延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年延岡市規則第４号）
⑶　延岡市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年延岡市規則第13号）
⑷　職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和52年延岡市規則第17号）
⑸　延岡市職員の給与の支給等に関する規則（平成12年延岡市規則第25号）
⑹　延岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成12年延岡市規則第29号）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月31日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例

（令和２年４月１日制定）
（改正　令和５年２月27日条例第３号）

（目　的）

第１条　この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合の会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件について、必要な事項を定めることを目的とする。

（準　用）

第２条　次に掲げる条例は、会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

⑴　延岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第17号）
⑵　延岡市一般職職員給与条例（平成12年延岡市条例第26号）
⑶　延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和59年延岡市条例第23号）
⑷　延岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年延岡市条例第２号）
⑸　延岡市職員の育児休業等に関する条例（平成４年延岡市条例第２号）
⑹　延岡市職員の分限の手続及び効果に関する条例（昭和26年７月20日延岡市施行）
⑺　延岡市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年８月13日延岡市施行）
⑻　延岡市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年３月２日延岡市議会議決）
⑼　職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年２月13日延岡市施行）
⑽　政治的行為の制限に関する条例（昭和26年10月１日延岡市施行）

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月27日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規則

（令和５年３月31日規則第３号）

（趣　旨）

第１条　この規則は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　次の各号に掲げる規則は、組合の会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

⑴　延岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年延岡市規則第22号）

⑵　延岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和２年延岡市規則第23号）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（宮崎県北部広域行政事務組合臨時的に任用する職員の服務及び給与に関する規則の廃止）

２　宮崎県北部広域行政事務組合臨時的に任用する職員の服務及び給与に関する規則（平成７年規則第５号）は、廃止する。

宮崎県北部広域行政事務組合の特別職職員の報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例

（昭和53年２月28日制定）
（改正　平成11年３月２日条例第１号）

（趣　旨）
第１条　この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の特別職職員に支給すべき報酬並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

（報　酬）
第２条　議会議員が組合議会に出席したとき、及び組合議員のうちから選任された監査委員が組合の監査の事務に従事したときは、報酬として出席日当を支給するものとし、その額は別表に定めるところによる。

（旅費及び費用弁償）
第３条　議会議員及び監査委員が公務のため旅行したときは、延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和59年延岡市条例第23号）の例により、費用弁償として旅費を支給する。

附　則
この条例は、昭和53年４月１日から施行する。
附　則（昭和62年４月１日改正）
この条例は、昭和62年４月１日から施行する。
附　則（平成７年２月21日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成11年３月２日条例第１号）
この条例は、平成11年４月１日から施行する。

別　表

職	報　酬　額
議会議長	7,100円
議会副議長	6,600円
議会議員	6,300円
監査委員	6,300円

宮崎県北部広域行政事務組合の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

（平成７年２月21日条例第４号）

（趣　旨）

第１条　この条例は、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年延岡市条例第25号）は、組合の議会議員その他非常勤の職員に対する公務災害補償等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合特別会計設置条例

（平成７年２月21日条例第５号）

（設　置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合に宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計（以下「特別会計」という。）を設置する。

（歳入及び歳出）

第２条　特別会計の歳入は宮崎県北部ふるさと市町村圏基金の運用から生ずる収益その他の収入をもって充て、歳出は宮崎県北部ふるさと市町村圏の振興整備のための事業に要する経費とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合宮崎県北部ふるさと市町村圏基金条例

（平成７年２月21日条例第６号）
（改正　平成24年３月12日条例第１号）
（改正　平成26年11月18日条例第１号）

（設　置）
第１条　宮崎県北部ふるさと市町村圏の振興整備を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第１項の規定に基づき、宮崎県北部ふるさと市町村圏基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）
第２条　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管　理）
第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）
第４条　基金の運用から生ずる収益は、宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出予算に計上して、宮崎県北部ふるさと市町村圏の振興整備のための事業の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

（繰替運用）
第５条　理事会は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処　分）
第６条　理事会は、第１条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができるものとする。

（委　任）
第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成24年３月12日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成26年11月18日条例第１号）
この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の管理、取得又は処分に関する条例

（昭和41年３月９日制定）
（改正　昭和60年４月１日）
（改正　平成７年２月21日条例第１号）

（趣　旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の管理、取得又は処分について必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　宮崎県北部広域行政事務組合議会の議決に付すべき次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める条例を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

⑴　法第96条第１項第５号に規定する事項　延岡市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年延岡市条例第６号）

⑵　法第96条第１項第６号に規定する事項　延岡市財産条例（昭和55年延岡市条例第７号）第３条から第８条までの規定

⑶　法第96条第１項第８号に規定する事項　延岡市財産条例第２条

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年４月１日）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年２月21日条例第１号）

この条件は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合財務会計規則

（昭和60年４月１日規則第２号）
（改正 令和７年８月19日規則第１号）

（目　的）
第１条　この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の２の規定に基づき宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）の財務会計に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（準　用）
第２条　延岡市財務会計規則（平成12年延岡市規則第19号）は、組合の財務会計について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成７年２月10日規則第７号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和７年８月19日規則第１号）
この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県北部広域行政事務組合契約規則

（令和７年８月19日規則第２号）

（目　的）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他の法令に定めるもののほか、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「組合」という。）が行う売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めるものとする。

（準　用）

第２条　延岡市契約規則（平成12年延岡市規則第16号）は、組合の契約について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、理事会が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。